

第1号様式 (第9条関係)

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条 例 名	神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例				
条 例 番 号	平成 15 年神奈川県条例第 73 号	法 規 集	第 15 編第 6 章第 1 節		
所 管 室 課	警察本部交通部交通捜査課				
条 例 の 概 要	暴走族及び暴走行為を行う者（以下「暴走族等」という。）の追放の促進に関し、県、県民、保護者等の責務及び暴走行為を防止するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、県、県民、保護者等が一体となった暴走族等のいないまちづくりの推進を図り、県民生活の安全と平穩を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与するものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	暴走族等のいないまちづくりのために、県民等が一体となった総合的な取組が推進され、本条例が有効に機能している。また、凶器携帯の禁止等暴走族特有の行為の規制や暴走行為助長禁止重点区域の指定により、暴走族等は制定当初より減少しており、本条例が有効に機能している。			暴走族把握数 ・平成 16 年 (制定時) 53 団体 966 人 ・平成 21 年 10 団体 357 人 ・平成 22 年 7 団体 445 人 ・平成 23 年 9 団体 401 人 ・平成 24 年 8 団体 365 人 ・平成 25 年 3 団体 373 人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりのために、暴走族等を許さない社会環境の醸成、加入の防止及び脱退の促進並びに対象行為の規制を柱としており、また、規制の対象となる凶器携帯の禁止等の行為は、暴走族等に関連する特有のものに限定されており、効率的である。			加入防止教室実施数 ・平成 21 年 97 回 19,776 人 ・平成 22 年 95 回 14,123 人 ・平成 23 年 217 回 19,815 人 ・平成 24 年 297 回 35,694 人 ・平成 25 年 299 回 43,280 人
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりの推進を図り、県民生活の安全と平穩を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与するものであり、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、暴走族等の追放の促進に関し、一部の規定に罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					

		理由等
見	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
直	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられな いため。
し	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
果	5 廃止を検討する。	